

式根島地区の皆様へ

主な質疑応答

式根島地区下水道事業住民説明会（平成30年第2回）の開催報告について

平素、村の行政運営につきましてはご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。さて、昨年11月の広報にいじまお知らせ版NO.4 3号及び開催日前に3回の防災無線定時放送で周知いたしました標記の住民説明会を、当初の予定通り、12月13日（木）午後7時30分から2時間に渡り下記の内容で開催いたしました。当日ご来場出来なかった皆様方もいらっしゃるものと存じますので、本お知らせ版をもってご報告申し上げます。

なお、前述のお知らせ版でも周知申し上げたとおり、計画年次は、当初計画の1年遅れとはなりません。その他は現行計画通りに整備を進めてまいりますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

下水道は、式根島における清潔で住み良い環境づくりに欠かせない重要な施設です。今後とも、機会を捉えて、整備計画の進捗状況等をご報告してまいりますので、住民の皆様におかれましてもより一層関心をお持ちいただき、計画の進行を見守っていただきますよう重ねてお願い申し上げます。

平成31年1月21日

新島村役場建設課下水道係

記

- 1、開催日時：平成30年12月13日（木曜日）19：30～21：33
- 2、開催場所：式根島開発総合センター 1階 集会室
- 3、参加者数：住民45名、村長・建設課長・下水係長他2名、式根島支所6名、業者4名
- 4、次第：
 - ①開会（司会進行：下水係長）
 - ②村長挨拶（村長：青沼邦和）
 - ③出席者紹介
 - ④式根島地区下水道事業アンケート調査取止めの経緯説明と今後の予定
 - ⑤式根島地区下水道事業の概要説明（業者）※
 - ⑥質疑応答※
 - ⑦閉会

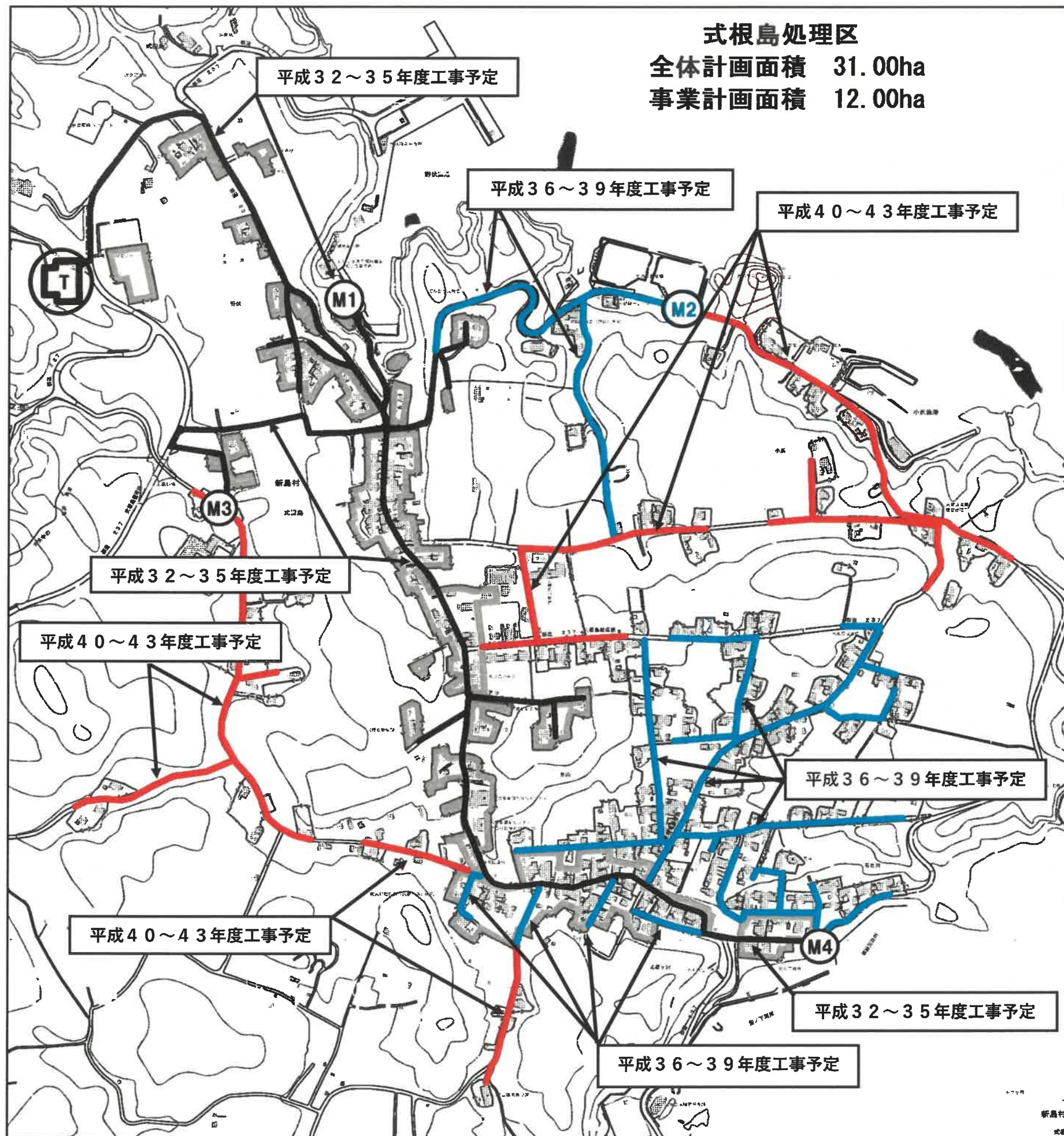
※①～④の詳細及び⑤で使用した概要説明資料については、式根島支所窓口にありますので、必要な方は、式根島支所窓口に取りに来てください。

※⑥の質疑応答の主なものについて、右ページに掲載します。なお、掲載しているものは、ページ数の関係から抜粋しております。詳しい質疑については、村のHPを見て頂くか、式根島支所窓口に取りに来てください。

※裏面には、今後の式根島下水道事業の整備スケジュールを掲載しております。

| |
|--|
| <p>質問1：アンケート調査取止めの経緯で、275名の署名が提出されアンケート調査を中止されたが、署名された人でも下水道に接続しなくてもいいのでしょうか。また、つなぐ、つながらないは、その時点で判断していいのでしょうか。</p> |
| <p>回答：下水道事業を行うということは、署名をした人、署名をしなかった人に限らず、処理区域内の方、全員が下水道に接続する義務が発生しますが、速やかに接続して下さいということで、明確に下水道法の中でも新島村の下水道条例にも、何年以内に接続しなければならないということはございませんし、接続に関する罰則もございません。</p> |
| <p>質問2：本当に式根島に公共下水道が必要なのか。</p> |
| <p>回答：村は275名の署名という形で、6割近い方からの要望ということもあり、これを以て式根島の下水道事業を進めて行くことを決定しておりますので、下水道事業を取り下げる事はありません。他の処理方法については、国から処理方法について比較検討する旨の通知されており、新島村においてもアクションプランで、合併浄化槽と下水道との比較検討を行った結果、公共下水道が有利と判断しております。</p> |
| <p>質問3：下水道の話が出た頃は民宿を経営しており、下水道をやろうという気持ちでしたが、現在は妻と二人暮らしの年金生活で、子供も帰って来るか分からない、子供にも負担は掛けたくないが年金生活では接続に掛かる費用が非常に重荷。村から何割補助があるとか、そういう話を自分達は欲しい。</p> |
| <p>回答：公共ますへの接続については、個人負担です。若郷地区、本村地区も先行して整備しておりますが、今、現在、村の方で負担をする考えは有りませんが、村も高齢化が進んでおり、負担が大きいと認識はしております。接続して頂くのが最大の課題ですので、今後、他の自治体の事例などを参考に検証し、今後どうするのか決めていきたいと思っておりますが、補助を行うとは断言出来ません。</p> |
| <p>質問4：この7・8月（H30年7月・8月）の繁忙期に公共ます設置申請書の提出が必要だったのですか。</p> |
| <p>回答：公共ます設置申請書を今の時点で提出して頂かないと、下水道本管工事をする際に公共ますが設置出来ません。公共ますは村で設置しますので、後々設置して欲しい場合は、村が設置しなければなりません。下水道本管工事と同時に公共ますを設置すれば、道路を壊す回数が1回ですが、布設後に申請した場合は、再度道路を壊し下水道本管と接続するので、実質的に二重投資する形となり、下水道事業の経費負担の増大に繋がるので、今の時点で公共ます設置申請書を提出して頂きたい。</p> |
| <p>質問5：接続の費用の事は色々出て来ますが、新島地区を整備した時に、七島信用組合が低金利で貸し付けを行ったと記憶があるのですが、接続費用が中々出し難い、直ぐに出せない等あると思います。救済では無いですが何かありませんか。</p> |
| <p>回答：本村地区を整備した時に、七島信用組合さんの方で一時期行っておりました。実際、七島信用組合さんに依頼される方が少なかったこともあり、七島信用組合さんは取止めてしまいました。その後、村から再度実施出来ないか、ご相談させて頂いたのですが、実績からして難しいとのことでした。ただ、式根島の方が始まることから七島信用組合さんの方へ、もう一度お話しをさせて頂ければと考えております。</p> |
| <p>質問6：一人世帯、空き家などの対策はどうするのですか。これから先、老人ホームへ行ったり、東京へ行ったり、家だけ残ってしまって、そういう人のところにも、接続して欲しいと行くのですか。</p> |
| <p>回答：質問1の回答でも話しておりますが、下水道事業を行うことで、接続の義務は発生します。ただ、接続する期限が明確で無いので、そこは個人で判断して頂く形になってきます。今回の工事で公共ますだけ設置し、接続時期は個人で判断して頂く。空き家等の地権者の方にも、今回、公共ます設置申請書の方をお送りしています。</p> |
| <p>質問7：公共ます設置申請書を提出したが、説明も分からないし、つなぐか分からないので、公共ます設置申請書を返して欲しい場合は、返してもらえますか。</p> |
| <p>回答：お返ししない理由は無いので、お返しして欲しい場合はお返しします。しかし質問4の回答でもお話ししましたが、村の二重投資になり、下水道事業の経費大に繋がることはご理解下さい。</p> |

式根島下水道事業整備スケジュール



・平成30年度 処理場及び管渠（H32年度整備予定区域）の詳細設計
 地質調査・処理場周辺環境調査（動植物・風況予測）

・平成31年度 管渠（H33年度整備予定区域）の詳細設計

処理場

- ・平成32年度 処理場造成工事
- ・平成33年度 土木躯体工事
- ・平成34年度 建築・プラント機械電気・放流渠・吐口
- ・平成35年度 場内整備・進入道路・プラント機械電気

管渠（下水道管）

- ・平成32～35年度 主なルート：処理場～信号機～浅野文房具店
 ～式根島支所～奥山商店～石白川海岸
- ・平成36年4月より一部供用開始予定。
その後、年度ごとに順次供用開始区域を拡大。
- ・平成36～39年度 主なルート：奥山商店～式根島駐在所、よもちぎ線、
 養殖場～村営住宅、ミズミチ（野伏教職員住宅～山本工匠店作業場）
 都道～前建プラント
- ・平成40～43年度 主なルート：てんぐ街道、養殖場～民宿きろく、
 NTT～シーベース、大浦線、大浦線～中の浦方面、藤井サービス～憩い家

- M1…マンホールポンプ1（菊水旅館下付近）H32年度設置予定
- M2…マンホールポンプ2（養殖場付近）H39年度設置予定
- M3…マンホールポンプ3（前抗プラント下三叉路付近）H34年度設置予定
- M4…マンホールポンプ4（石白川海岸トイレ付近）H35年度設置予定
- T…水処理センター（ソバ地区の都道とガラ置き場の間）

※これは、あくまでも現段階（H30年度時点）での整備予定年度です。変更する可能性
 もあります。

※各ご家庭が何年度頃に整備予定か知りたい方、その他下水道計画で質問がある方は
 下水道係までお問い合わせ下さい。5-0212（直通）担当：山本、池村